

年末調整の変更点!! Σ(・_・)

いつもお世話になっております。 寒いですね!!

今回は 毎年1回訪れる年末調整の今年度変更点について取り上げたいと思います。

I. 生命保険料控除の変更

H24.1.1以降に契約した保険契約に
対して、控除内容が変更されました。

新たに「介護医療保険料控除」が
設けられ、

① 一般生命保険料控除

② 介護医療保険料控除

③ 個人年金保険料控除

の適用限度額がそれぞれ4万円となります。

(H23.12.31以前に契約した保険契約
に関しては従前と変わりません。)

また、控除額は上限12万円となります。

II. “納期の特例”の承認を受けている

事業所の源泉所得税の納期限の変更

半年に1回系内付されている事業所様の

源泉所得税の納期限が、翌年

1月10日から1月20日となります。

III. 交通用具(自転車など)使用の際の

通勤手当の非課税限度額の変更

H24.1.1以降の通勤手当の非課税

限度額は通信328号でお知らせした

とおりです。ご参照下さいませ。

生命保険料控除が今年より変更されておりますが、その影響で昨年末は
保険契約ラッシュが起きているとニュースで取り上げられていたのを覚えています。

来年はどんな改定があるのでしょうか...。

冬は10中
ホットコー
です。
やき...

